

顧客保護、法令・制度改正への対応

■金融商品取引法への対応

平成19年9月から施行予定の金融商品取引法は、証券取引法の一部改正法として、さまざまな金融商品に対して、投資家保護のルールを横断的に課すことを目的とする法律です。

具体的には「適合性の原則」遵守と「説明責任」を果たした金融商品の販売を行うことが求められており、当行では次の体制整備を行っております。

- ・お客様の属性や投資目的に沿った商品提供を行うなど勧誘・販売体制の整備
- ・金融商品の適切な勧誘・販売のための行員教育などの実施

■日本版SOX法への対応

平成20年度から適用が開始される日本版SOX法（金融商品取引法の一部）は、「財務報告に係る内部統制」に関して「内部統制報告書」を提出する制度であり、上場会社を対象として、企業の内部統制強化と会計監査制度の充実を求めるものです。財務報告が正しく作成される仕組みが社内でも有効に機能しているかどうか、経営者が評価することが法的に義務づけられます。

当行では、平成19年2月に発足した「日本版SOX法対応プロジェクトチーム」を中心に適用開始に向けた準備を進めております。

■コンプライアンス部の新設

平成19年6月、コンプライアンスの一層の充実・強化を目的として、総合企画部のコンプライアンス統括室と業務管理部の法務グループ、お客様相談室及び市場国際部窓販管理グループの機能を統合し、コンプライアンス部を新設いたしました。

「法令等遵守態勢」や金融商品取引法を踏まえた商品・サービスの顧客説明、要望・苦情の受付及び顧客情報管理など、顧客保護に関する管理態勢の整備・確立を図ってまいります。

■盗難・偽造キャッシュカード問題への対応

当行では、大きな社会問題として、預金者の皆さまの関心を集めている「盗難・偽造キャッシュカード問題」についてさまざまな取り組みを行っております。

今後もお客さまに安心してお取引いただけるよう、一層のセキュリティ強化に努めてまいります。

<最近1年間の主な取り組み>

	項目	内容
平成18年9月	生体認証付ICキャッシュカード「スーパーセキュリティカード」の発行	・ ICキャッシュカードとは、ICチップが埋め込まれたキャッシュカードで偽造されにくい構造となっております。 ・ 生体認証とは、一人ひとり異なる身体上の特徴を使って本人確認を行う認証方式です。当行は手のひら静脈認証方式を採用しております。
平成19年2月	ICキャッシュカードの発行	・ 利便性と安全性を兼ね備えたICキャッシュカードを発行しております。生体認証は必要とせず、他行でのご利用も可能です。
平成19年5月	キャッシュカードによる1日当たりの払戻限度額の引き下げ	・ 磁気ストライプ型キャッシュカードによる1日当たりの現金払戻限度額を50万円に引き下げいたしました。なお、お客さまのご希望により、現金によるお引き出しとお振込の合計で200万円を上限に変更が可能です。